

事 務 連 絡

平成26年6月10日

広島労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成25年9月27日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2のとおり回答する。

記

1 広島労働局 労働基準監督署 事案

2 本件については、

ものと推認されること
から、 ものと推認される。
れる。

したがって、業務上の疾病に該当するものとして取り扱われたい。